質問書に対する回答

件名)横浜新道 京浜管理事務所管内舗装補修工事

Ν	o. 質問箇所	質 問 事 項	回 答
	1 舗装廃材の処理について	特記P28に既設舗装と既設床版防水材の処理については、アスファルト・コンクリート塊として再資源化するものとすると記載されています。残アス合材等の取り除き時の既設舗装と既設床版防水材は、建設混合廃棄物に該当すると思われますが、そ	既設床版防水材の種別については、特記仕様書19-6-1 「種別」に記載のとおり塗布系であることから、既設舗装と既設床版防水材の処理については、特記仕様書19-11-3 「舗装廃材の処理」(2)に記載のとおりアスファルト・コンクリート塊として再資源化施設にて処理出来るものと考えます。